

議案第 24 号

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等の徴収に当たり、制定の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用に関し、利用者が負担する保育料等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育料 次に掲げるものをいう。

ア 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第4号までおよび法附則第9条第1項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が規則で定める額

イ 法附則第6条第1項の規定により、市が保育費用を特定保育所に委託費として支払った場合において、同条第4項の規定により、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者または扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて市が規則で定める額

(2) 支給認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することおよびその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定ならびに同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。

(3) 市立保育所 米原市立保育所条例（平成17年米原市条例第101号）第2条に規定する保育所をいう。

(4) 市立幼稚園 米原市立学校設置条例（平成17年米原市条例第162号）第2条に規定する幼稚園をいう。

(5) 市立認定こども園 米原市立認定こども園条例（平成26年米原市条例第1号）第2条に規定する認定こども園をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市立保育所等における保育料の徴収)

第3条 市長は、支給認定子どもが市立保育所、市立幼稚園および市立認定こども園（以下「保育所等」という。）から特定教育・保育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から、保育所等の利用に係る費用の一部として前条第1項第1号に定める保育料を徴収する。

(保育料の納入期限)

第4条 前条の規定により徴収する保育料の納入期限は、特定教育・保育を受けた当該月の末日とする。

(保育料の徴収猶予および減額または免除)

第5条 市長は、支給認定保護者等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料の徴収を猶予し、または保育料を減額し、もしくは免除することができる。

(1) 支給認定子どもの属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2) 支給認定子どもの属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、失業その他特別の理由により著しく減少したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めたとき。

(第2子以降に係る保育料の減額または免除)

第6条 前条に定めるもののほか、市長は、支給認定子どもの属する世帯において、現に養育されている18歳未満の者(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)のうち出生順で2人目以降に該当する支給認定子どもに係る保育料について、その額を減額し、または免除することができる。

(保育料の還付)

第7条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(過誤納金の充当)

第8条 市長は、支給認定子どもに係る保育料に過誤納金が生じた場合において、その支給認定保護者等が負担すべき保育料に未納の保育料があるときは、その過誤納金をその未納の保育料に充当することができる。

(延長保育料)

第9条 市長は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条の規定に

基づく保育必要量の認定を受けた支給認定子どもが、保育時間を超えて保育を利用したときは、支給認定保護者から延長保育料を徴収することができる。

2 延長保育料の額は、別に規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(米原市保育所保育費用徴収条例および米原市立幼稚園保育料徴収条例の廃止)

2 米原市保育所保育費用徴収条例(平成 17 年米原市条例第 102 号)および米原市立幼稚園保育料徴収条例(平成 17 年米原市条例第 164 号)は、廃止する。

(米原市保育所保育費用徴収条例および米原市立幼稚園保育料徴収条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の米原市保育所保育費用徴収条例の規定に基づき徴収する保育費用および米原市立幼稚園保育料徴収条例の規定に基づき徴収する保育料については、なお従前の例による。